

職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究 (専門課程・応用課程)

—平成 30 年度 建築分野（デザインを含む）—

【 調査研究概要 】

分 野：職業能力開発の実践に必要な調査研究

担当室：高度技能者養成訓練開発室

1. はじめに

職業能力開発促進法には、「職業訓練の基準は、公共職業能力開発施設が訓練を実施する際、職業訓練の水準の維持向上のための基準として定める」と規定されている。

厚生労働省では、平成 18 年度から普通課程の普通職業訓練において職業訓練の基準（以下、「基準」という。）の見直しを進めている。これに加えて、平成 24 年度から専門課程及び応用課程の高度職業訓練においても基準の見直しを開始した。

基盤整備センターでは、厚生労働省の要請により基準の見直しに必要な基礎資料の作成を行うとともに、訓練の実施状況等の調査を行うことを目的とした基礎研究会を設置し、検討を行っている。

本報告では、平成 30 年度に取り組んだ専門課程及び応用課程の高度職業訓練（建築分野（デザインを含む））の基準の見直しに係る調査研究の成果について報告するものである。

2. 高度職業訓練における基準の見直しに係る調査研究について

高度職業訓練における基準は、職業能力開発促進法施行規則（以下、「規則」という。）及び規則別表第 6 及び第 7 に基づき定められている。また、厚生労働省人材開発統括官通達により規則別表の詳細を教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目として定めている。国が示すこの基準は、その細目を含め、訓練の核をなすものである。よって、不断の見直しが求められる。

厚生労働省は、1. はじめにで述べたとおり、平成 24 年度から平成 27 年度の 4 年間で、技術進歩の早い分野の訓練系専攻科から順次、基準の見直しを行った。そして、平成 28 年度から新たに 4 年計画で基準の見直しを継続することとした（表 1）。

本年度見直しの対象分野は建築分野（デザインを含む）である。この建築分野の訓練系専攻科は、専門課程 2 系 6 科、応用課程 1 系 1 科の計 7 科である。

日本全国におけるこの分野の高度職業訓練の実施

校は、機構において専門課程が 12 校、応用課程が 5 校である。県立校においては専門課程のみで 5 校、民間認定訓練施設でも専門課程のみで 1 校である。

表 1 基準見直しのスケジュール

年度	見直し対象分野
平成 28 年度	機械分野
平成 29 年度	電気・電子・情報分野
平成 30 年度	建築分野（デザイン含む）
平成 31 年度	上記以外の分野

3. 調査研究のための基礎研究会について

本調査研究を進めるにあたっては、当該分野の専門家を委員として協力依頼を行い、調査研究を行うことがその目的の遂行から不可欠であり、そのために基礎研究会を発足した。

今年度の基礎研究会の委員構成は、職業能力開発総合大学の教員 2 名、職業能力開発大学の指導員 2 名、附属職業能力開発短期大学の指導員 1 名、県立産業技術短期大学の指導員 2 名及び民間認定訓練施設の指導員 1 名の計 8 名とした。この 8 名の専門家の協力を得る中で基礎研究会を 4 回/年開催した。

この他に委員を依頼していない県立産業技術短期大学の協力を得てアンケート調査を実施した。さらに委員を依頼していない機構の職業能力開発大学の協力を得てヒアリング調査を実施した。それぞれの調査については、調査報告書として取りまとめ、基礎研究会へ提出し参考資料として活用した。

また、大学校カリキュラム等検討委員会において見直しの提案を取りまとめ、併せて基礎研究会へ提出した。このように、基礎研究会においては、あらゆる方面からの情報収集をもって見直しに係る基礎資料の作成を行った。

4. 調査研究の成果について

今般の調査研究の成果は、厚生労働省の要請に応えるべく専門課程及び応用課程の高度職業訓練（建

築分野（デザインを含む）の基準の見直しに必要な基礎資料を作成し、提出できたことである。このことにより本調査研究の目標は達成できたものと思料する。具体的な成果については、以下の通りである。

なお、今回の調査研究では、4年前に大幅に当該分野の基準の見直しが行われたこともあり、各系各専攻科における見直し提案は、文言修正、教科の科目間の重複回避が主となり、大幅な改正要望の提案の作成には至らなかった。

4-1 教科の細目の見直し及び提案の作成

専門課程における居住システム系の5科では、系基礎学科及び系基礎実技が共通の教科である。系基礎学科では、建築概論、建築計画基礎、建築設備の3教科、系基礎実技では、基礎工学実験、基礎製図の2教科に文言修正等の若干の改正要望の提案がなされた。

居住システム系の各専攻科の専攻学科及び専攻実技において、建築設備科を除きほぼ現状のとおりである。

建築設備科では、専攻学科及び専攻実技の教科の細目が詳細過ぎるという指摘から、必要最小限の項目に絞り込み、実施施設での細目の自由度に幅を持たせることとした。

デザインシステム系では、系基礎学科及び系基礎実技において、文言整理が行われた。専攻学科では現状のままとし、専攻実技では文言修正が若干行われた程度である。

応用課程における居住・建築システム系の専攻学科及び専攻実技並びに応用においては、極一部の加筆訂正が行われただけである。当該見直しの特徴として、専攻実技における教科間の訓練時間の変更であった。これは、施設の訓練の実態に即した時間配分とすべきであるとした指摘に基づき行われたものである。

4-2 設備の細目の見直し及び提案の作成

専門課程では建築設備科を除き、文言修正が行われ、数量の変更はほとんど行われなかった。

建築設備科においては、重複回避を目的として新たに名称を掲げ、そこへ包括される名称については、削除した。全般的には、重複により不要なものが削除された改正要望の提案となった。

応用課程では、文言修正が1か所のみ改正要望の提案となった。

4-3 技能照査の基準の細目の見直し及び提案の作成

専門課程における居住システム系の5科の系基礎学科では、「構成やその仕組み」を「構造や構法」

に修正、「コストの構成や算出方法」を「物の数量積算の方法」に変更の2カ所のみ改正要望の提案とした。系基礎実技では、現状通りとした。専攻学科及び専攻実技では、文言修正等の若干の改正要望の提案がなされた。

デザインシステム系では、現状のとおりとした。

応用課程においても若干の文言整理で、ほぼ現状のとおりとした。

5. まとめ

今年度は、建築分野（デザインを含む）に係る調査研究を行ったが、併せて、4年前に実施された当該分野の基準の見直しの妥当性、正当性、必要性等における検証を兼ねていると考える。

この点を併せて鑑み、調査研究に取り組んだが、その結果として専門課程及び応用課程の各専攻科における教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目に対する大幅な改正要望の提案の作成には至らなかった。このことから4年前に実施した基準の見直しは、的を射た見直しであったと評価できる。

また、当該分野の労働市場における人材育成ニーズについて大幅な変革がなかったということも併せて把握できた。

本調査研究は、1. はじめに述べたとおり、厚生労働省から要請を受け実施しており、基礎研究会、アンケート調査及びヒアリング調査等を通して、建築分野（デザインを含む）の全専攻科における教科の細目、設備の細目そして技能照査の基準の細目の見直しの提案としての取りまとめと基礎資料を作成することができた。

この基準の見直し提案を厚生労働省人材開発統括官が実施する専門調査員会の資料として提出できたことにより、当該分野の高度職業訓練が益々発展し、当該分野の産業経済の発展、雇用の安定に寄与できることが本調査研究の最終的な成果と言える。

今後の課題としては、基準の細目を構成する規則別表第6及び第7の見直しが今まで行われていないことから、委員の意見やヒアリング調査からの要望も踏まえ見直しへの取り組みに着手すべきであると思料する。

最後に、本研究にご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

参考文献

- [1] 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校基盤整備センター，“職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究（専門課程・応用課程） - 平成30年度 建築分野（デザインを含む） -”，調査研究報告書，No. 174，p. 37-60，2019